

健 発 1014 第 9 号

令 和 2 年 10 月 14 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用す
る場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令について（施行通知）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス
（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を
有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コ
ロナウイルス感染症」という。）については、我が国及び海外における新型コロナウ
イルス感染症の発生状況の変化等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を指定感染症
として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改
正する省令（令和2年厚生労働省令第173号）が本日公布、施行されたところである。

この命令の概要は、下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了
知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等への周知を図り、その施行に遺漏
なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の疑似症患者については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 3 条の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）における新型コロナウイルス感染症の患者とみなし、同法に基づく入院措置や就業制限等の措置を講じることが可能とされている。

また、感染症法上、医師は、新型コロナウイルス感染症を診断した場合に、疑似症患者を含め直ちに都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。

季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが想定され、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は臨床的に識別が困難であるため、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者が急激に増加するおそれがある。

今般、次の季節性インフルエンザの流行期も見据え、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の届出について、入院症例に限ることとするため、所要の措置を講じるものとする。

2 改正の内容

医師が新型コロナウイルス感染症の疑似症の患者を診断し、当該患者について入院を要しないと認められる場合について、感染症法第 12 条第 1 項に基づく届出を不要とすること。

従って、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した場合は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）への入力により届出を行うこととなっているが、HER-SYS への患者情報等の入力についても、当該患者について医師が入院を要すると認めた者に限られること。

なお、その後、当該患者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、医師は、感染症法第 12 条第 1 項に基づき、陽性患者としての届出を改めて行う必要があること。一方、当該患者が陰性と診断された場合には、一旦届け出た疑似症患者としての届出内容を修正し、検査結果を入力すること。

3 施行期日

公布の日（令和 2 年 10 月 14 日）から施行する。